

3. コードの定義  
(1) 事業所コード・認定コード

① 事業所コードと認定コード  
事業者は、事業所所在地の都道府県または政令指定都市、中核市へ指定申請書を提出し指定を受けます。

I. 事業所コード	II. サービスコード
-----------	-------------

III. 認定コード																
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
① 指定都道府県コード											② 指定機関コード		③ 法区分	④ 連番	⑤ サービス種類	⑥ チェック デジット

コード名称	桁数	コード定義	備考
I 事業所コード	11桁	同一所在地の事業所ごとに発番されるコードで、事業所を全国でユニークに識別する。	
II サービスコード	2桁	法律(身体障害者、知的障害者、児童)ごとに定められたサービスを識別する。	事業所が複数サービス提供している場合は、1事業所が複数コードをもつ
III 認定コード	14桁	事業所で提供されるサービスを識別する。	事業所コード+サービスコード

② 認定コードの構成と定義

コード名称	桁数	コード定義	備考
① 指定都道府県コード	2桁	指定した都道府県または、指定した政令指定都市、中核市が所属する都道府県のコード	01 北海道-47 沖縄
② 指定機関コード	3桁	指定した政令市、中核市の市町村コード。	総務省が定める市町村コード 都道府県が指定した場合は、「000」
③ 法区分	1桁	サービスの分類を識別	1: 身体指定                      6: 身体基準 2: 知的指定                    7: 知的基準 3: 児童指定                    8: 児童基準 4: 心身障害者福祉協会法
④ 連番	5桁	指定機関内での連番。	00001-99999
⑤ サービス種類	2桁	指定基準に準じたサービスの種類	サービスコード表参照
⑥ チェックデジット	1桁	①、②、③を使用しモジュラス10ウエイト2-1分割方式により設定	欄外の計算例参照

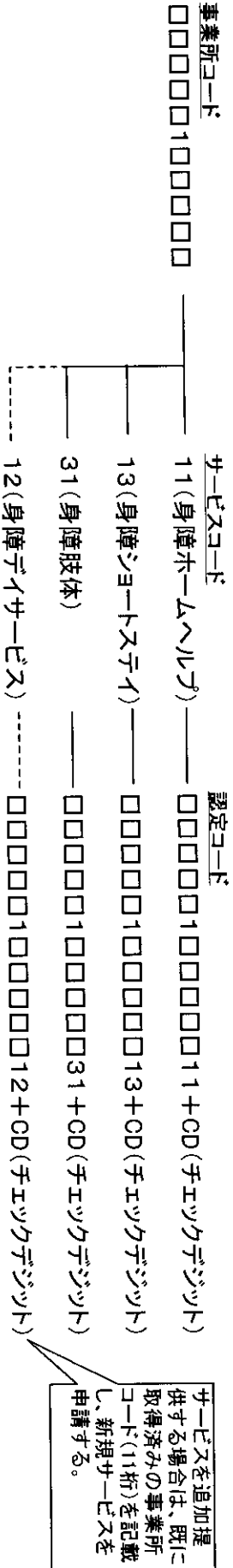
【チャエックデジットの計算例】

例：認定コード14-209-1-00006-51 の場合

1	4	2	0	9	1	0	0	0	0	0	0	6	5	1
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
2	4	4	0	18	1	0	0	0	0	0	0	12	5	2
乗算結果														
<分割結果>														
十の位	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
一の位	2	4	4	0	8	1	0	0	0	0	0	2	5	2
合計	上記「分割結果」を全部足す⇒(0+2)+(0+4)+(0+4)+(0+0)+(1+8)+...													
チャエックデジット	10で割った余りを10から引く⇒													
	10													

③同一事業所が複数サービスを持つ場合

1所在地1事業所コードの原則をとりまします。例外的に同一所在地で同一サービスを実施する場合は、複数事業所コードを持つこととなります。  
1事業所が複数サービスを提供する場合は、以下の関連を持ちまします。



【事業所コードサンプル】

指定事業者	指定身障ホームヘルプ]事業者	神奈川県	14 000 1 00001 11 +	チャエックデジット(CD)
都道府県指定の[指定身障ホームヘルプ]事業者	政令市指定の[指定身障ホームヘルプ]事業者	横浜市	14 100 1 00001 11 +	チャエックデジット(CD)
* 政令市が指定する場合は、指定機関コードは行政区のコードではない				
中核市指定の[指定身障ホームヘルプ]事業者	横須賀市	14 201 1 00001 11 +	チャエックデジット(CD)	
基準該当事業者	小田原市	14 206 6 00001 11 +	チャエックデジット(CD)	
市町村指定の[基準身障ホームヘルプ]事業者				

④ 事業所コード(11桁)内の指定機関コード

事業所コード、認定コード内の指定機関コードは、市町村合併等で指定機関が変わっても発番しなおしません。WAMNET障害者支援費システムでは、事業所コード内の指定機関コードのほか、情報として「管轄行政コード」をもっています。管轄行政コードは、事業者の認可権限をもつ市町村コードがセットされています。したがって、市町村合併等により、管轄する指定機関が変わる場合は、管轄行政コードの内容が変更されます。

1) 新規政令市、新規中核市が現れた場合

事業所コード : 事業所コードは変更しない  
管轄行政コード : 都道府県から該当政令市、中核市へ移管

2) 市町村が政令市、中核市に合併された場合

事業所コード : 事業所コードは変更しない  
管轄行政コード : 都道府県から該当政令市、中核市へ移管

3) 中核市が政令市へ変わった場合

事業所コード : 事業所コードは変更しない  
管轄行政コード : 中核市の市町村コードから政令市の市町村コードへ移管

【サンプル】

新規に平成15年度より相模原市が中核市に認定された場合

	指定機関	認定コード
H14年度	神奈川県 (14000)	14000XXXXXXXXXX
H15年度以降	相模原市 (14209)	14209XXXXXXXXXX

平成14年度に神奈川県より指定された事業者は、認定コード「14000XXXXXXXX」で相模原市に移管されます。平成15年度より相模原市に新規に指定された事業者は、認定コード「14209XXXXXXXX」が発番されます。

## (2) サービスコード

サービス区分	根拠法	施設種類	支援費サービスの名称	略称	法区分 コード	サービス コード	付表 番号
居宅生活支援	身体障害者福祉法	—	身体障害者居宅介護等事業	身障ホームヘルプ	1	11	1、1-2
居宅生活支援	身体障害者福祉法	—	身体障害者デイサービス事業	身障デイサービス	1	12	2
居宅生活支援	身体障害者福祉法	—	身体障害者短期入所事業	身障ショートステイ	1	13	3
居宅生活支援	知的障害者福祉法	—	知的障害者居宅介護等事業	知障ホームヘルプ	2	11	1、1-2
居宅生活支援	知的障害者福祉法	—	知的障害者デイサービス事業	知障デイサービス	2	12	2
居宅生活支援	知的障害者福祉法	—	知的障害者短期入所事業	知障ショートステイ	2	13	3
居宅生活支援	知的障害者福祉法	—	知的障害者地域生活援助事業	知障グループホーム	2	14	4
居宅生活支援	児童福祉法	—	児童居宅介護等事業	児童ホームヘルプ	3	11	1、1-2
居宅生活支援	児童福祉法	—	児童デイサービス事業	児童デイサービス	3	12	2
居宅生活支援	児童福祉法	—	児童短期入所事業	児童ショートステイ	3	13	3
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	施設	肢体不自由者更生施設	身障肢体	1	31	5
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	施設	肢体不自由者更生施設(通所事業)	身障肢体(通所)	1	32	5-2
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	施設	視覚障害者更生施設	身障視覚	1	33	5
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	施設	視覚障害者更生施設(通所事業)	身障視覚(通所)	1	34	5-2
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	施設	聴覚・言語障害者更生施設	身障聴覚	1	35	5
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	施設	聴覚・言語障害者更生施設(通所事業)	身障聴覚(通所)	1	36	5-2
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	施設	内部障害者更生施設	身障内部	1	37	5
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	施設	内部障害者更生施設(通所事業)	身障内部(通所)	1	38	5-2
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	施設	身体障害者療護施設	身障療護	1	41	6
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	施設	身体障害者療護施設(通所事業)	身障療護(通所)	1	42	6-2
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	施設	身体障害者入所授産施設	身障入所授産	1	51	7
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	施設	身体障害者入所授産施設(通所事業)	身障入所授産(通所)	1	52	7-2
施設訓練等支援	身体障害者福祉法	施設	身体障害者通所授産施設	身障通所授産	1	53	7
施設訓練等支援	知的障害者福祉法	施設	知的障害者入所更生施設	知障入所更生	2	31	8
施設訓練等支援	知的障害者福祉法	施設	知的障害者入所更生施設(通所事業)	知障入所更生(通所)	2	32	8-2
施設訓練等支援	知的障害者福祉法	施設	知的障害者通所更生施設	知障通所更生	2	33	8
施設訓練等支援	知的障害者福祉法	施設	知的障害者入所授産施設	知障入所授産	2	51	9
施設訓練等支援	知的障害者福祉法	施設	知的障害者入所授産施設(通所事業)	知障入所授産(通所)	2	52	9-2
施設訓練等支援	知的障害者福祉法	施設	知的障害者通所授産施設	知障通所授産	2	53	9
施設訓練等支援	知的障害者福祉法	施設	知的障害者通勤寮	知障通勤寮	2	61	10
施設訓練等支援	知的障害者福祉法	施設	心身障害者福祉協会の設置する福祉施設	国立こころ	4	66	—

法区分コード：4（心身障害者福祉協会法）

(3) 分場番号

ホームヘルプ、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設の分場（出張所）をもつサービスは、複数箇所分場を持つことが想定されるため、認定コード以外に各分場を識別する2桁の分場番号をもちます。

分場申請項目の変更および分場の廃止の場合は、該当分場を特定するために、必ず分場番号を「変更届」に記載してください。したがって、分場番号は、認定コードとともに事業者に通知する必要があります。

【身体障害者入所授産施設が2箇所の分場を持つ場合】

身体障害者入所授産施設	認定コード		分場番号	
本所	14000100001	51	+	CD 02
分場1	14000100001	51	+	CD 01
分場2	14000100001	51	+	CD 02

(CD:チェックデジット)

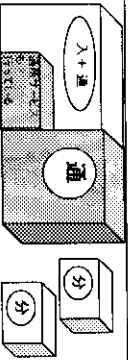
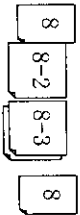
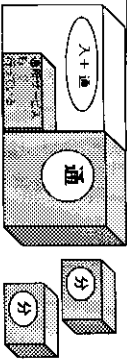

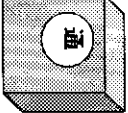
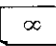
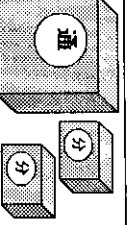
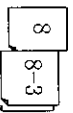
申請パターンと認定コード、分場番号の発番例については、「(4) 認定コード発番ルール」を参照してください。

(4) 認定コード発番ルール  
①授産施設・更生施設

下条では、「身体障害者授産施設」「知的障害者更生施設」「知的障害者授産施設」サービスについて、併設状況、分場保有状況等の組み合わせによって、どのような申請が必要になるかを確認するものです。「知的障害者更生施設」を別として、考えられる全てのパターンについて記載しています。

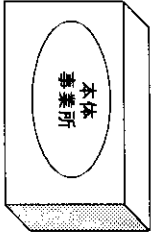
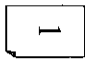
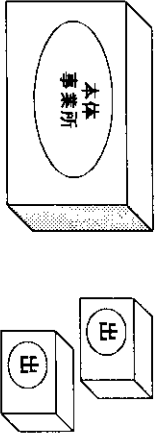

No	知的障害者更生施設サービスの種別	申請時に提出する付表	発番される認定コード	分場番号
1	入所施設のみ	8	XXXXX-2-XXXXX-31-X	-
2	入所施設、一部を通所施設として利用	8 8-2	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-32-X	-
3	入所施設、同一所在地に通所施設が存在	8 8	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-33-X	-
4	入所施設、一部を通所施設として利用、同一所在地に通所施設が存在	8 8-2 8	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-32-X XXXXX-2-XXXXX-33-X	-
5	入所施設、分場有り	8 8-3	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-31-X-分01 XXXXX-2-XXXXX-31-X-分02	- 01 02
6	入所施設、一部を通所施設として利用、分場有り	8 8-2 8-3	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-32-X XXXXX-2-XXXXX-31-X-分01 XXXXX-2-XXXXX-31-X-分02	- 01 02
7	入所施設、同一所在地に通所施設が存在、分場(本体=入所)あり	8 8-3 8	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-31-X-分01 XXXXX-2-XXXXX-31-X-分02 XXXXX-2-XXXXX-33-X	- 01 02
8	入所施設、同一所在地に通所施設が存在、分場(本体=通所)あり	8 8 8-3	XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-33-X XXXXX-2-XXXXX-33-X-分01 XXXXX-2-XXXXX-33-X-分02	- 01 02

知的障害者更生施設サービスの種別

No		知的障害者更生施設サービスの種別	申請時に提出する付表	発着される認定コード	分場番号
9		入所施設、一部を通所施設として利用、同一所在地に通所施設が存在、分場(本体=入所)有り		XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-32-X XXXXX-2-XXXXX-31-X-分01 XXXXX-2-XXXXX-31-X-分02 XXXXX-2-XXXXX-33-X	- 01 02 -
10		入所施設、一部を通所施設として利用、同一所在地に通所施設が存在、分場(本体=通所)有り		XXXXX-2-XXXXX-31-X XXXXX-2-XXXXX-32-X XXXXX-2-XXXXX-33-X XXXXX-2-XXXXX-33-X-分01 XXXXX-2-XXXXX-33-X-分02	- - 01 02
11		通所施設のみ		XXXXX-2-XXXXX-33-X	-
12		通所施設、分場有り		XXXXX-2-XXXXX-33-X XXXXX-2-XXXXX-33-X-分01 XXXXX-2-XXXXX-33-X-分02	- 01 02

②ホームヘルプ

下表では、「居宅介護」サービスの分場(出張所)有無による申請パターンを確認するものです。

No	居宅介護サービスの種別	申請時に提出する付表	⇒発番されるコード(身障の場合) (8/2 事業団様案)	分場 番号
1			XXXXXX-1-XXXXXX-11-X	-
10			XXXXX-1-XXXXXX-11-X XXXXX-1-XXXXXX-11-X-分01 XXXXX-1-XXXXXX-11-X-分02	- 01 02